

第九条を削る。
別記様式第九号中【2】アを次のように改める。

ア 収穫量が重量（生重量）でわかる場合
刈取り時期ごとの収穫量を記入の上、「計」欄に合計の収穫量を記入してください。（首期ごとにはわからない場合は、「計」のみの記入でも結構です。）

収穫量	計	1 番刈り	2 番刈り	3 番刈り	4 番刈り

○農林水産省告示第八百七十四号
租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三三三三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十四年七月三十一日 農林水産大臣 郡司 彰

表島根県の項中「いずも農業協同組合」を「いずも農業協同組合 西いわみ農業協同組合」に改める。

○国土交通省告示第八百四十一号
仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年七月三十一日 国土交通大臣 羽田雄一郎

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 仙台空港照明施設
- 三 航空灯火の位置及び所在地 仙台空港内及びその周辺 宮城県名取市
- 四 変更した事項（変更前の事項については、平成四年運輸省告示第八十七号を参照。）
イ 四(2) 滑走路Aに係る灯火の表滑走路灯の項灯質の欄中「航空可変白」の下に「航空黄」を加え、同項光度の欄中「二万二千カンデラ」を「航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ」に変更した。
ロ 四(2) 滑走路Aに係る灯火の表滑走路末端灯の項光度の欄中「六千九百カンデラ」を「一万カンデラ」に「三千四百カンデラ」を「四千カンデラ」に変更した。
ハ 四(2) 滑走路Aに係る灯火の表過走帯灯の項を次のとおり変更した。

過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千二百カンデラ	滑走路Aの12側過走帯の末端
		最大千四百カンデラ	滑走路Aの30側過走帯の末端

五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十四年七月三十一日
○国土交通省告示第八百四十二号
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、昭和六十二年運輸省告示第四十九号（標準運送約款（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係るものに限る。）を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月三十日から施行する。
平成二十四年七月三十一日 国土交通大臣 羽田雄一郎

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款第11条中「当社」「ドライバー」及び委託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）を加える。
同約款第17条第1項中「係員」「ドライバー」（委託する場合にあつては、委託者の係員を含む。以下同じ。）を削る。

同約款第20回条第1項第1号中「若しくは都道府県知事」を「、都道府県知事、又は「療育手帳の交付を受けている者」「ドライバー」又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を加える。
同約款第26回条第1項第4号中「2時間前」「ドライバー」（当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に掲示した場合は当該期限）を加え、同条第1項第5号の「ドライバー」を削る。

- 2 前項の払戻しに際しては、次の各号に掲げる範囲内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。
 - (1) 普通乗車券（4)に掲げる場合を除く。）及び団体乗車券 100円以内
 - (2) 回数乗車券 200円以内
 - (3) 定期乗車券及び定期回数乗車券 500円以内
 - (4) 乗車する自動車を指定した普通乗車券又は座席券
イ 乗車日の前日から起算してさかのぼって11日目までに払戻しの申出をした場合 100円以内
ロ 乗車日の前日から起算してさかのぼって10日目から8日目までに払戻しの申出をした場合 運賃又は料金の20%に相当する額以内
ハ 乗車日の前日から起算してさかのぼって7日目から1日目までに払戻しの申出をした場合 運賃又は料金の30%に相当する額以内
ニ 乗車日の前日から指定した自動車の発車時刻の2時間前までに払戻しの申出をした場合 運賃又は料金の50%に相当する額以内
ホ 指定した自動車の発車時刻の2時間前以降に払戻しの申出をした場合 運賃又は料金の100%に相当する額以内

同約款第五十四回条中「当社の自動車」「ドライバー」（委託する場合にあつては、委託を受けた者の自動車を含む。）を加える。
○国土交通省告示第八百四十三号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三三三十八号）第五百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成二十三年国土交通省告示第十二号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月三十一日 国土交通大臣 羽田雄一郎

- 三 風力発電設備（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第一条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）
- 附則
この告示は、公布の日から施行する。